

令和 7 年度 大磯町監査基本計画〔年間計画〕

1. 目的

この計画は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（以下「法という。」）、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に基づいて行う監査、審査及び検査（以下「監査等」という。）の実施に関し、大磯町監査委員職務執行規程（平成 2 年監査告示第 1 号）第 8 条の規定に基づき、年間計画として必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

監査等の実施にあたっては、地方自治法に定める「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。また、常にその組織及び運営の合理化に努めその規模の適正化を図る。」の視点に立ち、大磯町監査基準に則り次の方針に基づき実施する。

- （１）財務事務の執行や経営に係る事業の管理について内容を的確に把握し、合規性の観点のもとより、経済性、効率性及び有効性（３Ｅ）の観点からも検証する。
- （２）違法、不適切等の指摘のみならず、ヒアリング等を通じて状況を把握し、事務改善に向けた検討への支援や指導に努め、監査等の実効性を確保する。
- （３）対象部署における事務の執行等におけるチェック体制など内部統制の整備・運用が適切に進められるよう留意する。

3. 実施予定の監査等

（１）定期監査（法第 199 条第 1 項、第 4 項）

定期監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、最少の経費で最大の効果を挙げているか、予算の執行及び財産の管理並びに事務の執行などが適法、適正かつ効率的に行われているかなどに着目し実施する。

また、定期監査、決算審査及び例月出納検査、その他の監査等で指摘、指導のあった事項について改善等を確認する。

（２）随時監査（法第 199 条第 5 項）

随時監査としての工事監査は、契約額 1,000 万円以上の工事のうちから 1 つの工事を監査対象として実施する。

監査の実施にあたっては、計画・基本設計、契約、実施設計、積算、工事監理、施工管理・検査等事務及び技術的な観点から適正、適法に行われているかなどに着目し実施する。

（３）財政的援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）

財政的援助団体等の監査は、令和 6 年度の補助金等の額が 100 万円以上の交付団体又は令和 6 年度及び令和 7 年度に継続して施設の管理委託を受託している指定管理者のうちから 1 団体を監査対象とし、その所管部署を含めて実施する。

監査の実施にあたっては、財政的援助をしている団体又は指定管理者の出納その他事務の執行が、財政援助の目的に沿って事業が適正かつ効率的に行われているか又は公の施設管理に係る事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか及び委託等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどに着目し実施する。

(4) 決算審査（法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

令和 6 年度の一般会計、特別会計、企業会計の歳入歳出決算及び決算附属書類、その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、収入支出は関係法令を遵守し、行政目的達成のために計画的かつ経済的に執行し処理されているかなどに着目し実施する。

(5) 基金運用状況の審査（法第 241 条第 5 項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかなどに着目し実施する。

(6) 健全化判断比率等に係る審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

健全化判断比率及び資金不足比率について、算定の基礎を記載した書類が適正に作成され、財政運営が健全なものになっているかなどに着目し実施する。

(7) 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

会計管理者が保管する一般会計、特別会計、企業会計の現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預かり金を含む。以下同じ。）の残高及び資金の運用状況並びに収入支出に係る伝票等について、毎月、確認及び検査を実施する。

検査の実施にあたっては、収入支出に係る出納事務が適正に行われているかなどに着目し実施する。

(8) 指定金融機関等の検査報告（地方自治法施行令第 168 条の 4 第 3 項）

大磯町予算決算会計規則第 115 条に基づき会計管理者が実施する指定金融機関等の検査について、地方自治法施行令第 168 条の 4 第 3 項に基づき報告を求める。

(9) その他住民監査請求等の監査（法第 75 条、第 98 条第 2 項、第 125 条、第 199 条第 6 項、法第 235 条の 2 第 2 項、第 242 条、第 243 条の 2）

住民から監査請求があった場合又は議会及び長等からの要求があった場合の監査は、法令に基づき、監査委員が協議し実施する。

4. 監査等の実施予定

令和 7 年度各種監査等の予定は、別紙「令和 7 年度監査予定」による。

令和 7 年度監査予定

1 定期監査

監査の対象	実施時期
1 前期定期監査（令和 6 年度分対象） 教育委員会教育部 生涯学習課（図書館・郷土資料館を含む） 町民福祉部 福祉課（一般会計） 都市建設部 建設課 政策総務部 総務課 会計課 政策総務部 危機管理課 教育委員会教育部 学校教育課 大磯小学校	4 月～7 月
2 後期定期監査（令和 7 年度分対象） 政策総務部 税務課 農業委員会事務局 消防本部 消防総務課 消防本部 消防署（国府分署を含む） 町民福祉部 スポーツ健康課 都市建設部 下水道課（事業会計） 町民福祉部 町民課（特別会計）	9 月～2 月

2 随時監査（工事監査）

監査の対象	実施時期
地域会館整備事業（黒岩公民館）	9 月～2 月

3 財政的援助団体等の監査

監査の対象	実施時期
大磯コネクト（指定管理者：株式会社 田園プラザ川場）	7 月～10 月

4 決算審査・基金運用状況の審査・健全化判断比率等の審査

審査の対象	実施時期
1 令和 6 年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業会計の決算及び基金の運用状況 2 令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率	7 月～8 月

※決算書等の提出は 7 月 7 日、決算意見書の町長提出は 8 月 19 日を予定する。

5 例月出納検査

検査の対象		実施時期
1	令和 6 年度一般会計・特別会計・企業会計の 3 月～5 月分	原則毎月 25 日
2	令和 7 年度一般会計・特別会計・企業会計の 4 月～2 月分	

6 指定金融機関等の検査報告

会計管理者が実施する指定金融機関等の検査完了後の例月出納検査日に実施する。